

山口市デジタル防災行政無線の運用について

平成29年2月／防災危機管理課

1. どんとき、どのような放送をするの？

(1) 緊急時・災害時には電子サイレン音に続き、音声放送をいたします。

避難系	避難勧告 避難指示(緊急)	①  60秒 ②  5秒休 ③  60秒 電子サイレン 2回	③ 「〇〇地域に避難勧告を 発令しました…」 音声放送 (例)
Jアラート系	緊急地震速報 津波注意報 津波警報 大津波警報 武力攻撃事態等	①  3秒 ②  3秒 2秒休 ③  3秒 2秒休 ④  3秒 2秒休 ⑤  3秒 電子サイレン 4回	⑤ 「強い揺れに注意して ください…」 音声放送 (例)

※山口・小郡地域は、モーターサイレンも同じパターンで吹鳴します。

(2) 避難勧告・指示及びJアラートと区別するため、下記の場合は音声放送をいたします。

	種類	音声放送 (例)
その他	避難準備・高齢者等避難開始	「〇〇地域に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました…」
	土砂災害警戒情報	「山口市に土砂災害警戒情報が発表されました…」
	特別警報	「山口市に〇〇特別警報が発表されました…」
	生活支援情報	「給水車は〇時から〇〇地域交流センターに来ます。」

※音声放送の前後には、「ピンポンパンポン」というチャイム音が入ります。

2. 放送が聞こえないのでは？・・・複数の伝達手段でお知らせ

屋外スピーカーからの距離や風向き、天候（大雨・暴風）、建物の防音性等によって、放送が「聞こえにくい」あるいは「聞こえない」ことがあります。

そこで、★おすすめ★

(1) 山口市防災メール

防災行政無線で情報発信（放送）した場合、必ず「市防災メール」でも同じ内容を配信します。あらかじめ登録する必要がありますので、ぜひ登録願います。

市防災メール
登録用QRコード



(2) 防災無線情報案内

防災行政無線親局で情報発信（放送）した内容を電話で聞くことができます。

電話番号は **083-934-2691** です。6回線あるので、同時に6人まで繋がります。

3. 情報は、『取りにいく』『知らせ合う』

市は複数の伝達手段を用いて情報を発信します。「テレビのスイッチを入れる」ことや「市防災メールに登録しておく」など、自ら情報を『取りにいく』ことを心がけ、そして適切な行動をとり自分の身を守りましょう。

さらに、得た情報をご近所で『知らせ合う』ことで安否確認や避難支援などの共助につなげることができます。